

議案第 7 8 号

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市市営茶室条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例

宇治市市営茶室条例（昭和 3 2 年宇治市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「使用料を」を「使用料を市長が定める期日までに」に改め、同項第 1 号ア及びイ中「1, 0 0 0 円」を「1, 5 0 0 円」に改め、同号ウ中「1, 4 0 0 円」を「1, 8 0 0 円」に改め、同号エ中「2, 0 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に改め、同号オ中「3, 0 0 0 円」を「4, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「2, 4 0 0 円」を「3, 6 0 0 円」に改める。

第 7 条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「特に必要がある」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

宇治市市営茶室の使用料について、所要の改正を行うものであります。